

・般社団法人 日本コールセンター協会 会報

発行:一般社団法人日本コールセンター協会

編集発行人: 広報委員長 山田雅康

〒 101-0042 東京都千代田区神田東松下町 35 アキヤマビルディング 2 TEL: 03-5289-8891 FAX: 03-5289-8892 URL: http://ccaj.or.jp

2012年8月号 VOL. **185**

Contents

- ◇各自治体のコールセンター支援制度一覧 【Part1】東日本篇
- ◇新役員のご紹介
- ◇第 24 回 海外視察ツアーの日程及び視察・訪問 候補先概要
- **◇ CC セミナー 2012 in 福岡 プログラム概要**
- ◇協会日誌、CCAJ メールニュース

各自治体のコールセンター支援制度一覧 【Part1】

毎年好評の『各自治体のコールセンター支援制度一覧』を、本年度も2号にわたり掲載いたします。

コールセンター業界の発展・普及に伴って、全国の各自治体でもコールセンター誘致のための支援制度に力を入 れています。昨年度よりも多くの自治体が制度の整備を行うなど、会報でお届けする情報もさらに充実したものに なっています。Part1 では東日本篇として北海道と本州自治体をご紹介します。ご活用ください。

※ 本情報は2012年6月末現在のものです。詳細等につきましては、各自治体連絡先までお問い合わせください。

●事業名(期間)

対象要件

助成内容/限度額

▶北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成

対象業種:コールセンター事業

補助要件:市町村が行う立地助成措置の対象であること ※

投資額 2,500 万円以上 ・雇用増 5 人以上

※ 市町村でコールセンターの立地に対する助成制度がない

道 場合は、北海道の助成も対象外となる ○ 助成内容

投資額の 4% 【企業立地促進法適用地域特例】

新設の場合のみ:投資額の8% 限度額:1億円 通算限度額:3億円

・雇用増1人あたり50万円(6人目から支給)

限度額:5,000万円

【連絡先】北海道経済部産業振興局産業振興課 TEL 011-204-5324 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/index.htm

●札幌市コールセンター・バックオフィス立地促進補助金

主に北海道外の顧客・企業等に対するサービスを行うもの

(BCP 対応含む) 補助要件:

(新設)・30名以上の新規常用雇用

(増設)・2年間で70名以上の常用雇用者増

100 m以上の増床

※ バックオフィス:企業等の事務管理業務等の内部事務や

業務支援サービスの提供を集約的に行う事業

(新設)

: 新規常用雇用者 1 人あたり 20 万円 (正社員・障がい者は 30 万円) : 1000 万円/年 交付額

限度額

交付期間:3 力年度

(増設)

:常用雇用者の増加1人あたり10万円

交付額 限度額 :1000万円

【連絡先】札幌市経済局経済企画課 TEL 011-211-2352 http://www.city.sapporo.jp/keizai/biz_info/ 札幌市東京事務所 TEL 03-3216-5090

●千歳市工業等振興条例に基づく助成措置 (コールセンター業に対する助成措置)

1) 新設・増設

歳

市

- 投資額 2.500 万円超 ・雇用増 3人以上
- 対象地区 指定工業団地
- 2) 賃借施設での開設
- ・雇用増 10 人以上
- · 対象地区 市街化区域

- 1) 新設・増設
- ①固定資産税相当額3年間交付
- < 合計限度額2億円>
- ②新規雇用者(市内居住者)
 - 1人につき30万円
- < 合計限度額 3,000 万円 >
- 2) 賃借施設での開設
- ①新規雇用者(市内居住者)
- 1人につき30万円で1回限り
- ②賃借施設賃料 (1万円/月・坪上限)
- 3年間 100分の50
 - < ①、②の合計限度額 1,000 万円 ×3 年 >
- ③研修費

開設時 500 万円限度 (1人 20 万円上限・1年以内)

【連絡先】千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係 TEL0123-42-0522 http://www.city.chitose.hokkaido.jp/yuuchi/

1

●企業立地の促進に関する条例に基づく助成制度

- ①投資額を基準とした助成
- ・製造業 ・自然科学研究所 ・ソフトウェア業
- データセンター事業 ・コールセンター事業
- · 国際物流関連事業

投資額 2,500 万円以上、雇用增 5 人以上 ②雇用増を基準とした助成

・ソフトウェア業 ・データセンター事業

コールセンター事業

雇用増5人以上、新設のみ

①函館臨空工業団地、函館テクノパーク、函館港港町ふ頭港湾関連用地に 立地する場合

雇用増数に応じて投資額の10~25%を助成 上記以外に立地する場合

- ・雇用増数に応じて投資額の 5~12.5% を助成 (新設の場合は 10~25%) 限度額2億円
- ②雇用増1人あたり/30万円(~100人)、20万円(101~200人) 限度額 5,000 万円
- 賃借料が発生した日から1年間のオフィス賃借料の50% 限度額 500 万円

【連絡先】函館市経済部工業振興課 TEL 0138-21-3314

http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/keizai/kougyou/kigyouricchihojo/kigyouricchi_top.htm

●岩見沢市新産業創出・雇用促進支援補助金

本市の区域内において先端技術産業等の成長性の高い事 業を行う企業を支援

補助対象となる企業は、情報通信技術関連企業(コール センター含む)などで、市内で新たに事業所等を開設し 又は、増設し、かつ次に掲げる要件①~③のいずれかに該 当する企業

- ①当該事業所等の操業開始日までの間に、新たに本市の市 民 10 人以上雇用する企業
- ②本市イントラネットワークを経由して外部通信回線と接続 した通信回線を活用して事業を行う企業
- ③事業所の新築、増築又は既存物件の取得及び設備機器 の購入に係る投資額の総額が20億円を超える企業

1) 事業所等の新・増築、又は既存物件の取得に係る補助金 【投資額 (3,000 万円以上、増築の場合 1,000 万円以上)の 1/2 以内】 上限 3,000 万円以内

- 2) 設備機器の購入補助【投資額 (1,000 万円以上) の 1/2 以内】 上限 5,000 万円以内
- 3) 事業所等の賃貸補助【月額25万円以上の賃貸で1/3以内】 3年以内で上限 3,000万円
- ※2)、3) はいずれか一つを選択
- 4) 人材育成、教育研修に係る補助

ア)操業開始日前の研修等【新規雇用10人以上で本市の市民となった場合、 1人につき上限30万円】

- イ)操業開始日以降1年以内の研修等新規雇用10人以上で本市の市民となっ た場合、1人につき上限30万円】 ※ア)、イ)の補助金総額での上限3,000万円
- 5) 本市イントラネットワーク活用に係る通信・電話回線の補助 【通信回線費用の1/2以内、電話回線費用の1/3以内】 3年以内で上限 3,000万円
- 6) 固定資産税相当額の補助 【上記の1) 及び2) の事業に係るものに限る】 3年以内で上限 1,000万円

【連絡先】岩見沢市企画財政部企業立地情報化推進室 TEL 0126-23-4111(内線 576)

●①美唄市の工場等新設に対する助成 ②美唄市の工場等増設に対する助成

12とも

工業の事業場

/フトウェアハウス

試験研究施設

衛星通信施設

物流関連施設

コールセンター施設データセンター施設

①区分:投資額/要件:5,000 万円以上/助成率(額):10% に相当する額/ 限度額: 5,000 万円

区分: 用地取得/要件: 投資額が 5,000 万円以上で、取得から 3 年以内に操 業開始/助成率(額):取得額の25%に相当する額/限度額:5,000万円 区分: 雇用者/要件: 投資額が 5,000 万円以上で、新たな雇用の増が 5 人以 上/助成率(額):新たな増数に30万円を乗じた額/限度額:2,000万円m 区分:工業用水使用料/要件:契約水量日50 ㎡以上/助成率(額):1 ㎡当 り20円相当(使用開始後3年間)/限度額:1年につき300万円

②区分:投資額/要件:2,500万円以上/助成率(額):5%に相当する額/限度額: 3,000 万円

区分: 雇用者/要件: 投資額が 2,500 万円以上で、新たな雇用の増が 2 人以 上/助成率(額):新たな増数に30万円を乗じた額/限度額:1,500万円 区分:工業用水使用料/要件:投資額が2,500万円以上で、契約水量1日 50㎡以上の増/助成率(額):1㎡当り20円相当(増となってから3年間) 〈限度額:1年につき300万円

【連絡先】美唄市商工交流部産業・雇用対策課 TEL 0126-63-0111 http://www.city.bibai.hokkaido.jp/

③産業チャレンジ助成金 ●①設備投資に対する助成 ②雇用に対する助成

(期間:①②滝川市商工業振興条例による。期限なし。③当面継続)

対象要件

市

- ①②滝川市内に工場等を新設・移設・増設される企業 ※ 設備投資額、新規雇用人数による制限あり
- ③滝川市内で起業・創業、新分野進出、新商品開発などを 計画している個人・企業など
- ①設備投資に対する助成: 滝川市内に、工場等を新設・移設・増設する場合で、 新設の場合、事業用の建物・償却資産に係る初年度固定資産税課税標準額 の 7%(移設・増設の場合 3%) を基本とし、業種・地域により最高 10%(移設・ 増設の場合最高 5%) を助成
 - ※ 総額 5,000 万円限度
- ② 雇用に対する助成:①の設備投資に対する助成に該当する方で、滝川市内に 居住の新規常用雇用者に係る年間給与額の7%を基本とし、業種・地域によ り最高 10% を助成
 - ※1 人当たり 30 万円、総額 500 万円限度
- ③産業チャレンジ助成金:滝川市内で行われる起業や新分野進出など、新たな 事業の取り組みに対する助成。※助成金額:対象事業費の1/3以内で上限 100万円

【連絡先】滝川市経済部産業振興課 TEL 0125-28-8009

CCAJ スクールの概要やログラムなどの詳細は、ホームページでご覧ください | CCAJ スクール | 検索

http://ccaj.or.jp/ccaj_school/index.html



●旭川市工業等振興促進条例

- ①投資額 2,500 万円以上
- ②雇用増5人以上

川市

ただし、コールセンター業等については、①は要せず、② が中心市街地への立地の場合は10人以上、それ以外への 立地は20人以上となる

- ○雇用助成金: 雇用者 1 人当たり 30 万円を 3 年間助成 (各年 2,000 万円上限 ×3 年間)
- ○課税免除: 固定資産税・都市計画税を3年間課税免除(環境配慮型施設の 場合は5年間に延長)
- ○工場等設置助成金:事業所税相当額を3年間助成
- ○土地取得助成金: 土地取得価額の最大 25%助成 (1 億円上限)※ 工業専用地 域及び旭川リサーチパークのみ
- ○工場等改修助成金:賃貸物件への 1,000 万円以上の改修工事費の 1 / 2 を助 成(上限 2,000 万円) ※土地取得助成金との選択制 〇操業前研修助成金:1人あたり20万円まで助成(上限 500 万円)
- ○環境配慮型施設整備助成金:5,000万円以上の環境配慮型施設整備費の1 2を助成 (5,000 万円上限)
- ○操業助成金:通信回線使用料・ビル賃借料,電気料金, 上下水道使用料の中 から1つを選択し、年間使用料の1/2を助成(各年500万円×3年間)

【連絡先】旭川市経済観光部産業振興課企業立地担当 TEL 0166-25-9115(直通) http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sangyousinkou/yuuchi/

●情報通信産業振興補助金

- ①情報通信産業振興設備機器購入等費用補助金 対象業種の事業所等を留萌市の区域内に設置する場合 であって、その設置のための設備機器購入費等の額が 5,000 万円以上で、かつその設置に伴う雇用増が 20 人 LY Fの4の
- ②情報通信産業振興民間施設借賃補助金 従業員が20人以上の企業で、留萌市において対象業種の事業所を民間施設の借賃により新設又は増設したも
- ③情報通信産業振興社員研修補助金 従業員が20人以上の企業で留萌市における事業所設置 の日から、1年以上常時雇用を新規に採用し、当該採用 者を対象に新規社員研修を実施したもの
- ①事業所等の設置のための設備機器購入等費用の2分の1以内を補助する。 ただし、1企業につき1千万円を限度とする
- ②事業所等の賃貸借契約締結後、賃貸借金額が発生する月から起算して 36 ヶ 月を限度に借賃の2分の1以内を補助(敷金、権利金等その他これに類する経費を除く)する。ただし、1企業につき1千万円を限度とする
- ③ 36 ヶ月を限度に研修対象者 1 人につき 1 回限り 20 万円以内を補助する。た だし、1 企業につき 500 万円を限度とする

【連絡先】留萌市産業建設部経済港湾課経済振興係 TEL 0164-42-1840 http://www.e-rumoi.jp/

●企業立地促進条例 ●北見市企業立地報奨金制度

- ●企業立地促進条例
- 1) 土地・建物・設備補助金

要件:①対象施設の固定資産評価額(土地、建物、設備 の総額)が3,000万円以上②常用雇用者が3人以上。上 記2つを同時に満たす場合

- 2) 雇用補助金
- 要件:常用雇用者15人以上 ●北見市企業立地報奨金制度

1) 土地・建物・設備に関する報奨金

要件:①対象施設の固定資産評価額(土地、建物、設備 の総額)が3,000万円以上②常用雇用者が3人以上。上 記2つを同時に満たす場合

2) 雇用に関する報奨金 要件:常用雇用者 15 人以上 ●企業立地促進条例

- 1) 土地・建物・設備補助金補助率・金額等: 固定資産税相当額。(上限: 1,000 万円/年、最大5年間)
- 2) 雇用補助金 補助率・金額等: 常用雇用者 1 人につき 20 万円。(上限: 1,000 万円/年、最大5年間)
- ●北見市企業立地報奨金制度
- 1) 土地・建物・設備に関する報奨金額等: 固定資産税相当額。 (上限 500 万円 (1
- 2) 雇用に関する報奨金額等: 常用雇用者 1 人あたり 20 万円に加え、固定報奨 金 300 万円。(上限:1,000 万円(1 回限り))

【連絡先】北見市商工観光部産業立地労政課 TEL 0157-25-1392 http://www.city.kitami.lg.jp/soshiki/sangyoricchi/

●室蘭市産業振興条例 産業支援サービス業 (コールセンター) の新設・増設に対する助成

新設・増設とも、固定資産評価額が 3,000 万円以上の施設・ 設備の投資を行うとともに常用雇用 15 人以上の増員が伴

※ インバウンド系のコールセンターを望みます

- ・情報通信機器に対する助成 (限度額1億円)
- 情報通信機器の固定資産評価額の40%を3年分割で助成
- 施設設置に対する助成 (限度額2億円) 固定資産税・都市計画税額の一定割合を助成
- 1年目:100%2年目:75%3年目:50%
- ・雇用に対する助成 (限度額 6,000 万円) 補助対象従業員1人につき20万円を助成
- ・用地取得に対する助成 (限度額1億円)
- 用地取得のうち、補助対象面積の固定資産評価額の40%を3年間分割で助

【連絡先】室蘭市経済部産業振興課 TEL 0143-25-2704 http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6240/hokkaido.html

●帯広市企業立地促進条例 コールセンターの新設・増設に対する助成

- ①新設の場合は投資額 2,000 万円以上でかつ雇用 5 人以 上増加すること、増設の場合は投資額 1,000 万円以上で 雇用3人以上増加すること
- ②建物設備の投資額1億円以上(土地は含まず。新増設に かかわらず)
- ③財団法人帯広市産業公社から土地を取得し、平成 24 年 度末までに申請をする場合は特例が適用されます。投資 額 2,000 万円以上(投資額に土地代を含む)
- ①投資額の8%、一人あたり10万円(正規職員の場合15万円) 限度額:投資額1億円、雇用増5,000万円まで
- ②固定資産税 3 年間免除
- ③投資額の8%

【連絡先】帯広市商工観光部工業労政課 TEL 0155-65-4167 http://www.city.obihiro.hokkaido.jp

市

▶釧路市企業立地促進条例

- ①設備投資資金助成 ②雇用助成 ③土地取得助成 ④事業所賃借料助成 ⑤通信回線使用料助成 ⑥課税免除
- ①【新設の場合】
 - ・固定資産取得価額 (土地を除く)が 5,000 万円以上
 - •〔釧路地区〕雇用增10人以上 〔阿寒・音別地区〕雇用増5人以上

【増設の場合】

- ・固定資産取得価額 (土地を除く)が 3,000 万円以上 ・〔釧路地区〕雇用増10人以上
- 〔阿寒・音別地区〕雇用増5人以上
- ②雇用増10人以上
- ③【市外からの進出の場合】
- 土地を取得し、3年以内に操業を開始すること 【市外からの進出以外の場合】
- 土地を取得し、3年以内に操業を開始すること
- ・雇用増 10 人以上
- ④雇用増 50 人以上 ※新設の場合のみ
- ⑤雇用増50人以上 ※新設の場合のみ
- ⑥〔釧路地区〕固定資産取得価額(土地・建物)が2億円超 〔阿寒· 音別地区〕固定資産取得価額 (土地を除く)が 2,700 万円超

- ①固定資産取得価額 (土地を除く)の 8/100 以内の額 (限度額 4,000 万円)
- ②新たに雇用される者のうち、市内居住者 1人につき 20 万円 (新たに雇用さ れる者が規則で定める市内居住者であるときは30万円) (限度額 3,000 万円)
- ③土地取得価額の25/100相当額(ただし事業場の用に直接供する部分の建築 面積相当分) (限度額1億円)
- ④事業施設賃借料の 1/2 相当額 (3 年間) (限度額 年 500 万円)
- ⑤通信回線使用料の 1/2 相当額 (3 年間) (限度額 年 1,000 万円)
- ⑥固定資産税・都市計画税課税免除 (3 年間)
 - 1年目:100/100以内 2年目:75/100以内 3年目:50/100以内 (限度 なし)
 - ※ 免除対象 〔釧路地区〕土地・建物、〔阿寒・音別地区〕土地・建物・設備

【連絡先】釧路市産業振興部産業推進室 TEL 0154-31-4550 http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/

●青森県テレマーケティング関連産業立地促進費補助金

- ①県の誘致企業であること
- ②テレマーケティング関連企業 (県内の事業所が通信とコ ンピュータを利用して、集約的に顧客サービス等の業務 又は顧客等のデータを集約的に管理する業務を行う企 · 業)であること
- ③操業開始時において県内から常時雇用する従業員が20 名以上であること
- 1) 通信回線使用料補助(①と②の合計額):
- ①専用回線分: 1/2 ②一般回線分: 1/2 2) オフィス賃借料補助: オフィス賃借料の 1/4
- 3) 雇用奨励費: 県内からの新規に6ヶ月以上の継続雇用者が20人以上で、立 地市町村が雇用に対する同様の補助を行う場合に、一人につき市町村と同額 を補助 (県内からの新規常用雇用者 1 人につき 30 万円が上限)
- 限度額:1) ①②合計:年間 3,000 万円 (3 年間) 2) 年間 700 万円 (3 年間) 3)1 企業 1 億円 (3 年間合計、但し、毎年度増加した人数分について補助) ※1 企業に対する 3 年間通算の補助限度額:2 億円 [1)+2)=1 億円、3)=1 億円

【連絡先】青森県商工労働部産業立地推進課立地推進グループ TEL 017-734-9381 http://aomori-ritti-quide.jp/

▶青森市情報通信関連産業立地促進費補助金、雇用促進助成金 (青森市商工業振興条例)及び 青森市情報通信関連産業雇用促進補助金

- 1) 青森市情報通信関連産業立地促進費補助金 ①市の誘 致企業であること ②操業開始後1年以内の企業である ③申請時の雇用者が20名以上であること
- 2) 雇用促進助成金 ①特定事業所 (情報提供サービス業 等)の新設・移設・増設に伴い、新たに地元被雇用者を 11 名以上(高度技術者は1名以上)、3ヶ月以上継続し て雇用していること
- 3) 青森市情報通信関連産業雇用促進補助金 ①市の誘致 企業であること ②平成19年4月1日以降に操業を開 始する情報通信関連産業であること ③事業所の新設に 伴い、新たに地元被雇用者を11名以上(高度技術者は1 名以上)、3ヶ月以上継続して雇用していること
- 1) 青森市情報通信関連産業立地促進費補助金: 賃料の 1/4 限度額: 年間 700 万円 (3 年間)
- 2) 雇用促進助成金: 10 人を超える1人につき、市内居住者20万円(移設・増 設は10万円)、市外居住者5万円、高度技術者は1人につき20万円。限度額:1億円(操業開始後5年以内に1回限り)
- 3) 情報通信関連雇用促進補助金:10人を超える1人につき、市内居住者10万 円、市外居住者 2.5 万円、高度技術者は 1 人につき 10 万円。限度額: 5,000 万円(操業開始後5年以内に1回限り)

【連絡先】青森市経済部雇用創出·企業立地課 TEL 017-761-4456 http://www.city.aomori.aomori.jp/

●弘前市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金

- ①市の誘致企業であること
- ②テレマーケティング関連企業であること
- ③操業開始後6か月から1年以内において、市内に住所を 有する従業員が20人に達していること
- (1) 貸しオフィス等借上げ事業 助成内容:オフィス賃料及び共益費に交付対象 期間に該当する月数を乗じた額の 1/4 以内の額 限度額:年間 700 万円 (3 年間)
- (2) 地元従業員新規雇用事業 助成内容:市内に住所を有する従業員(新規雇 用で3か月以上雇用)のうち、10人を超えるもの1人につき30万円(新設 企業)、または15万円(既存企業) 限度額:1億円(操業開始から3年以内)

【連絡先】弘前市商工観光部商工労政課仕事おこし・雇用支援室 TEL 0172-32-8106 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/

●八戸市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金及び雇用奨励金

八戸市内において、テレマーケティング業務を営む誘致企業の うち、業務開始から6ヶ月を経過し、 下記要件を満たすもの ①市内に住所を有する従業員 20 名以上の雇 (1) 補助金

- 用、②市内賃貸オフィスへの入居
- (2) 奨励金 新規雇用で 6ヶ月以上継続しているものの数 が 20 人以上であること
- (1) 補助金 助成内容:オフィス賃料の 1/4、限度額:年間 700 万円 (3 年間) (2) 奨励金 助成内容:市内に住所を有する新規雇用者のうち、10人を越える
- もの1人につき30万円 限度額:1億円(操業開始から3年以内)
- ※補助金・奨励金とも青森県テレマーケティング関連産業立地促進費補助金と の重複可

【連絡先】八戸市商工労働部産業振興課 TEL 0178-43-9048 http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/8,244,16,33,html

●五所川原市雇用奨励対策事業費補助金

- ①市の誘致企業であること
 - ②テレマーケティング関連企業であること
 - ③市内から雇用する地元従業員が10名以上の企業であること

助成内容:6ヶ月以上の継続した雇用が確認された者が10名を超える1人につ き、市内居住者 15 万円、市外居住者 5 万円。限度額:予算の範囲内

【連絡先】五所川原市経済部商工観光課商工労政係 TEL 0173-35-2111 http://www.city.goshogawara.lg.jp/

2012年8月号

III

●三沢市企業立地促進条例

- ①市又は県の誘致企業であること
- ②市内に事務・事業所を設置すること
- ③地元雇用の従業員(派遣社員含む)数が20名を超える
- (1) 立地促進奨励金 オフィス賃料の 1/4、限度額: 1,000 万円 (3 年間)
- (2) 雇用促進奨励金 規定数 (20 名) を超える地元雇用の従業員 (派遣社員含 む。)1 名につき年間 5 万円、限度額: 5,000 万円 (3 年間)
- (3) 環境保全施設等奨励金 付帯施設・設備の取得費用の 1/2、限度額: 5,000

【連絡先】三沢市経済部企業誘致推進室企業誘致係 TEL 0176-53-5111 http://www.city.misawa.lg.jp/

●むつ市情報関連産業立地促進費補助金

①市の誘致企業であること

市

市

- ②情報サービス業、コールセンター業であること
- ③操業開始後市内に住所を有する従業員等を3人以上雇用 すること

(1) 貸しオフィス等の賃料及び共益費の 1/4(3 年間) (予算の範囲内)

【連絡先】むつ市経済部産業政策課 TEL 0175-22-1111 http://www.city.mutsu.lg.jp/

●盛岡市の企業誘致優遇策 コンタクトセンター・ニュービジネスに対する優遇措置

- ①新規雇用に関する助成措置 ②通信回線使用料の助成措置 ③事業所賃借料の助成措置
- ①操業開始の日から3月以内に市民を20人以上新規雇用 1年以上継続して雇用すること
- ②補助を受けようとする年度の3月31日における新規雇用 者が 20 人以上であること
- ③補助を受けようとする年度の3月31日における新規雇用 者が 20 人以上であること
- ①操業を開始した年度のみ新規雇用者1人につき20万円を助成(上限2,000万円) ②通信回線使用料の 1/2 以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から 3 年度間助成(単年度上限500万円)
- ③事業所の賃貸料の 1/3 以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から 3 年度間助成(単年度上限500万円)
- ※ ②③の助成を重複して受けることはできません

【連絡先】盛岡市商工観光部企業立地雇用課 TEL 019-651-4111 内線 3772 ~ 3774 http://www.city.morioka.iwate.jp/トップページ⇒「事業者の皆さんへ」⇒「産業と雇用」⇒「企業誘致」⇒「工場等設置優遇制度・商工団体」

●宮城県コールセンター関連支援制度

① | T特区 (民間投資促進特区)(平成28年3月31日まで) ②事業復興型雇用創出助成金(平成25年3月31日まで)

- ①・対象業種:コールセンター,その他6業種・区域:仙台市など県内17市町村に78区域
 - *詳しくは、宮城県情報産業振興室のホームページから、 「IT特区」のリンクをご覧ください。

http://www.pref.miyagi.jp/jyoho-i/ ②・対象:みやぎコールセンター協議会の会員

- ・条件: 平成 23 年 11 月 21 日以降、助成金の対象に該 当する求職者の方を「期間の定めのない雇用又は1年 以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用形態」で雇い 入れた場合
- *詳しくは、宮城県雇用対策課のホームページから、「事業復興型雇用創出助成金」のリンクをご覧ください。 http://www.pref.miyagi.jp/koyou/
- ①税制上の優遇措置
- (1) 新規立地促進税制 (新規立地企業を5年間,実質無税とする措置) *雇用等被害区域を含む市町のみる
- (2) 特別償却又は税額控除, (3) 法人税等の特別控除 (4) 開発研究用資産の特例, (5) 地方税の課税免除
- *上記特例措置については、各年度において選択適用となりますので、県または市町村の申請窓口までお問い合わせください。
- ②県内の事務所において被災求職者(再雇用者を含む。)を雇い入れた場合に, 賃金等に係る経費の一部を3年間にわたって助成することにより、被災事業 所等の復興と被災求職者の雇用機会の創出を図るものです。
 - フルタイム労働者 1 名あたり 3 年間合計最大 225 万円
 - ・短時間労働者 1 名あたり 3 年間合計最大 110 万円
 - *助成金については、雇用形態より差がございますので、詳細は宮城県雇用 対策課までお問い合わせください。

【連絡先】宮城県震災復興·企画部 情報産業振興室 TEL:022-211-2479 http://www.pref.miyagi.jp/jyoho-i/

▶名取市情報通信関連企業立地促進制度

①雇用奨励金 ②追加雇用奨励金 ③加算奨励金

対象区域:市の市街化区域内

- ①雇用奨励金対象: 営業開始後 6 ヶ月を経過し、20 名を超 える(市内に居住する)者を新規雇用した場合、その超 えた人数に応じて助成。ただし、移設の場合、移設後から移設前の人数を差し引いた内、新規雇用者を助成対
- ②追加雇用奨励金: 奨励金の交付を受けた事業者が、交付 を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇 用した場合、その超えた人数分を助成
- ③加算奨励金:各運営経費ごと奨励金を交付
 - ③ -1. 投下固定資産に対する助成
 - ③ -2. 年間の通信回線使用料に対する助成
 - ③ -3. 年間の建物賃借料 (賃借に付随する諸経費を除く) 及び設備機器賃借料に対する助成
 - ③ -4. 雇用替え:情報通信関連事業所の新設または移転 の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用 者に雇用替えになった場合、人数分を助成

- ①雇用奨励金: 新規常時雇用者 30万円/人 新規短時間・派遣労働者 万円/人 限度額:5,000万円(新設・移設・増設)
- ②追加雇用奨励金:奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年 以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 限度額: 5,000 万円
- ③加算奨励金 (新設・移設)
 - ③ -1 投下固定資産額: 固定資産課税標準額の 1/10 を助成 限度額: 5,000 万円(当初)
 - ③ -2 通信回線使用料:年間の通信回線使用料の 1/6 を 2 年間助成限度額: 2,000 万円 (単年度 1,000 万円限度)
 - ③ -3 建物賃借料および設備機器賃借料:年間の建物・設備機器賃借料の1/6を2年間助成 限度額:2,000万円(単年度1,000万円限度)
 - ③ -4 雇用替え:情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に 短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助 成 6万円/人 限度額:1,000万円

【連絡先】名取市役所生活経済部商工観光課 TEL 022-384-2111(代表) http://www.city.natori.miyagi.jp/ トップページ / 組織別インデックス / 生活経済部 / 商工観光課 / 商工観光課の業務案内 / 名取市情報通信関連企業立地促進制度の概要

●登米市コールセンター立地促進特別奨励金制度

対象:営業開始後、3か月を経過し新規雇用(新規パート、 派遣労働者含む)の数が20人を超える事業所

- 1) 20 人を超える新規雇用者の数に対して: 新規雇用者 1 人につき 30 万円(限 度額なし)、新規パート、派遣労働者1人につき24万円(限度額なし) 2) 土地を除いた固定資産課税標準額の10分の1(限度額5千万円)
- 3) 建物、駐車場、設備賃借料の2分の1を2か年交付(単年度2千万円を限度)
- 4) 回線使用料の6分の1を2か年交付(2ヵ年で2千万円を限度) 5) 新設、移転日から1年以内にパート、派遣労働者を常時雇用者にした場合、 1人につき6万円(限度額5百万円)

【連絡先】登米市産業経済部新産業対策室 TEL 0220-34-2706 http://www.city.tome.miyagi.jp/

登米市

5

田

形県

●①あきた企業立地促進助成事業補助金 ②あきた企業チャレンジ応援事業補助金

①業種要件:情報通信関型企業(情報サービス業、コール ヤンタ-

データセンター等) 資本要件:資本金1,000万円以上

投資要件:投資額3億円以上(土地代を除く)

雇用要件:新規常用雇用者10人以上

②業種要件:情報通信関型企業(情報サービス業、コール データセンター等)

投資要件:投資額 3,000 万円以上(土地代を除く)

雇用要件:新規常用雇用者2人以上

① -1 建物・機械設備等の投下固定資産: 20%

-2 新規常用雇用者 1 人につき年間 25 万円 3 年間 限度額:35億円(研究所併設は40億円)

② -1・新規常用雇用者数 2~4人 建物・機械設備等の投下固定資産:10% 限度額:500万円

新規常用雇用者数 5~9人 建物・機械設備等の投下固定資産:10% 限度額:3,000万円

• 新規常用雇用者数 10人以上 建物・機械設備等の投下固定資産: 20% 限度額: 6,000 万円

-2 新規常用雇用者 1 人につき年間 25 万円 1 年間 (※5 人以上に限る) 限度額:1,000万円

【連絡先】①秋田県産業集積課立地支援班 (あきた企業立地促進助成事業補助金) TEL 018-860-2252 http://www.common.pref.akita.lg.jp/kigyo-rich/ ②秋田県地域産業振興課企業支援班第一班 (あきた企業チャレンジ応援事業補助金) TEL 018-860-2225

●①横手市企業立地促進奨励金 ②新卒者等雇用・育成支援事業

①新規常勤雇用者が、新設の場合は5人以上、増設の場 合は3人以上。

建物 (土地を除く)、備品などの取得価格の合計額が 2,000 万円超など

②横手市に事業所を有する中小企業者等で、横手市在住の 新卒者等を正規雇用すること。

上記①の横手市企業立地促進奨励金を当該年度に受け ていないものなど。

①・固定資産税の減免(5年間)

- ・雇用奨励金 新規従業員 1 人あたり年額 10 万円 限度額 3,000 万円 (3 年間 合計)
- ·雪対策奨励金 限度額 1,400 万円 (3 年間合計)
- •緑化推進奨励金 限度額 500 万円
- ·用地取得奨励金 限度額 1 億円
- ②・雇用奨励金 新規正社員1人あたり30万円
 - ・研修助成金 正規雇用から 6 ヶ月の間に研修等に要した費用の 1/2 限度額 10 万円

【連絡先】横手市産業経済部企業誘致室 TEL 0182-32-2116

●山形県コールセンター立地促進補助金

助成要件:県の誘致により、県外から県内に立地してコー ルセンター事業を展開する企業

操業の開始に伴い新規地元常用雇用者が10名以上である こと

①雇用: 地元常用雇用者等 1 名当たり 30 万円

②通信回線使用料:開設後1年間の通信回線使用料の1/2

③事業所賃借料:開設後1年間の事業所賃借料の1/2 増設の取扱い:開設後3年以内に、処理能力増強のため雇用者を10名以上 増加させる場合は、増加した地元常用雇用者等の数×30万円を助成 限度額:3億円(3年間通算)

【連絡先】山形県工業振興課産業立地室 TEL 023-630-3127 http://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/index.html

●山形市コールセンター立地促進事業助成金 (平成 26 年 3 月 31 日まで)

助成要件:市の誘致により、市内へのコールセンターの新 設を行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの

1) 市外に主たる事務所又は事業所を有する企業

2) 事業開始時において、地元常用雇用者を新たに 10 名以 上雇用

①通信回線使用料:1年分の通信回線使用料の1/3の額

②事業所賃借料:1年分の事業所賃借料の1/3の額

③新規雇用創出費: 地元常用雇用者等 1 人当たり 20 万円 (3 年以内に新たに地 元常用雇用者等を 10 名以上増加させる場合も該当) 限度額:総額1億円(3年間通算)

【連絡先】山形市商工観光部商工課企業立地係 TEL 023-641-1212(内線 417・418) http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/

●酒田市情報通信関連企業立地促進助成金

対象要件:市内でコールセンター事業を新たに行う企業 新規地元雇用者数 30 人以上かつ新設オペレータ席 30 席 以上

雇用: 新設したオペレータ席 1 席あたり 45 万円 (開設時以降は純増分、3 年間) 通信回線使用料:開設後3年間の通信回線使用料の1/2 事業所賃借料:開設後3年間の事業所賃借料の1/2 限度額:1億円(3年間通算)

【連絡先】酒田市商工観光部商工港湾課企業誘致対策室 TEL 0234-26-5361 http://www.city.sakata.lg.jp/kigyo/

▶喜多方市工場等立地促進条例に基づく工場等設置・雇用促進助成制度

本市の区域内に新たに工場等を開設または増設する情報提 供サービス業などで、次に掲げる①・②・③の要件の全て を満たす企業

- ①工場等の設置にかかる次に掲げる事項のいずれかに該当 すること
 - · 設備投資総額 1,500 万以上
 - ・用地取得面積 1,250 ㎡以上
- ・建築面積 250 m以上
- ②3年以内の操業(増設、移転の場合は1年以内)
- ③操業開始後1年以内に5人以上の新規雇用(うち半数以 上は市内居住者)を行う
- •工場等設置助成
- 新規雇用数に応じて、設備投資総額の20%以内で最大1億円を助成。 雇用促進助成

市内居住者の新規雇用者一人につき 10 万円、最大 500 万円 (一回限り)を

【連絡先】福島県喜多方市商工課企業立地推進室 TEL0241-24-5247

http://www.city.kitakata.fukushima.jp/syoukou/attracting/sien-gaiyou.html

潟県

●コールセンター等企業立地促進事業補助金

対象要件: 新規常用雇用者数等の要件: 20人(政令市の場

合50人)以上雇用

建設条件:新・増設に着手又は賃貸借契約締結後1年以内 に操業開始

県内企業への適用:あり ※ インバウンド業務に限る

- ①事業所賃借料 (1 年間)×1/2
- ②通信回線使用料 (1 年間)×1/2 ③新規常用雇用者增加人数 (3 年間 ※)×30 万円

※2 年目以降は 20 人以上の雇用増があった場合、増加常用雇用者数 ×30 万円

限度額:1億円(3年間通算)※知事特認2億円

【連絡先】新潟県産業労働観光部産業立地課 TEL 025-280-5247 http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoritchi/1215457297393.html



●情報通信関連産業立地促進事業補助金

対象要件: 新規常用雇用者数等の要件: 市民 10 人 (中小

企業者以外の場合 30人)以上雇用 新潟市中心市街地区域内に立地(新設・増設・移設) 建設条件:賃貸借契約締結後1年以内に操業開始

○事業所賃借料×1/2(3 年間)

限度額:年間900万円

【連絡先】新潟市経済・国際部企業立地課 TEL 025-226-1689

http://www.city.niigata.lg.jp/business/kigyo/supporttop/supportjouhou.html

●五泉市工場等設置奨励条例

新設…投下固定資本総額 3,000 万超、常用従業員数 10 人以上 ●・課税免除…当該工場等に係る固定資産税 增設…投下固定資本総額 2,000 万超、常用従業員数 5 人以上

移転…投下固定資本総額 2,000 万超、常用従業員数 5 人以上

3年免除 ┃・利子補給…当該固定資産の取得に要した経費のうち

5年以上の長期借入金について借入利率 1/2(上限 1%)、

年 500 万円を限度として 5 年間交付

【連絡先】五泉市商工観光課企業誘致・労政係 TEL 0250-43-3911 http://www.city.gosen.lg.jp/jigyo/kigyo-yugu/000387.html

●①情報通信関連企業補助金 ②新規雇用促進補助金 ③工場等施設整備補助金 ④企業誘致視察補助金

①情報通信関連企業補助金

対象要件: 新規常用雇用者数等の要件: 市民 3 人以上雇用 ②新規雇用促進補助金

対象要件: 新規常用雇用者数等の要件: 市民 3 人以上雇 用(1年以上継続雇用)

③工場等施設整備補助金

対象要件: 新規常用雇用者数等の要件: 市民 3 人以上雇用

④企業誘致視察補助金

① 1. 事業所賃借料または使用料 (3 年間)×1/2 2. 設備リース料 (3 年間)×1/2 限度額: それぞれ年間 300 万円

② 継続常用雇用者数 ×30 万円 (1 年間) 限度額: 1000 万円 ③施設の整備費用×1/2 限度額:1000万円

④往復旅費×1/2 (1 人につき限度額 5 万円、1 事業所 2 人まで) 限度額: 10 万

Щ

【連絡先】佐渡市観光商工課 TEL 0259-63-5116 http://www.city.sado.niigata.jp/l_guide/c_system/finance/index.shtml

●①用地取得助成金 ②用地賃貸借助成金 ③雇用促進奨励金 ④工業用水道使用料助成金

指定対象業種:情報通信業等

①~④ともに次の要件を満たし奨励企業の指定を受けてい ただく必要があります

土地・建物 (付属設備)及び償却資産の取得価格が2,300 万円以上で新規雇用者の増加人数がそれぞれ、新設が常用 雇用者等 5 名以上、増設・移設が常用雇用者 3 名以上 ①用地取得助成金

交付要件:(1)用地取得面積が7,000 ㎡以上、(2)当該企業 の建築面積が用地取得面積の概ね10%以上、(3)当該用地 取得後、3年以内に事業を開始、(4)事業開始後、10年間 連続して事業を営み、その間に転売しない

对象区域:新潟中条中核工業団地、市営工業団地(黒川南、坂井) ②用地賃貸借助成金

交付要件:(1)対象区域内に立地するための土地賃貸借契約 を締結、(2)賃貸借契約後、3年以内に事業を開始 对象区域:新潟中条中核工業団地、市営工業団地(黒川南、坂井)

③雇用促進奨励金 交付要件:(1)新規雇用者数 新設10名以上、增設5名以上、 移設 3 名以上、(2)奨励企業の指定を受けた日から事業開 始後 90 日の間に雇用し、1 年以上継続

④工業用水道使用料助成金

交付要件:50 ㎡/日以上の工業用水道の給水を受けていること 対象区域:新潟中条中核工業団地(鴻ノ巣地区)

①用地取得助成金

助成額: 用地取得費の 15%以内の額、限度額 1 億円 (5 年間の分割交付)※ 市 経済への波及効果により、限度額を超えて助成する場合もあり(大規模取得対応) ②用地賃貸借助成金

助成額:賃貸借した用地の固定資産相当額を5年間

③雇用促進奨励金

奨励金額:市内在住の新規雇用者 1 名につき 10 万円、限度額 500 万円の 1 回限り ④工業用水道使用料助成金

助成額:基本使用料金の20%、年間限度額100万円の5年間

【連絡先】 胎内市総合政策課産業立地係 TEL 0254-43-6113 http://www.city.tainai.niigata.jp/

▶山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金 (平成 26 年 3 月 31 日まで)

対象
〇コールセンター ○情報サービス業 ネット附随サービス業

補助要件○山梨県内に事業所を新設、 又は増設 開始後1年以内に、新規常用雇用者を20名以上雇用 (情 報サービス業及びインターネット附随サービス業について は、新規 常用雇用者を5人以上雇用)

○投下固定資産を対象とした補助(取得の場合)

土地を除く社屋及び償却資産の投下固定資産額×10%(限度額1億円) ○賃料を対象とした補助 (賃借の場合)

(オフィス賃料+設備機器賃料)×1/2×3カ年(限度額3千万円(年1千万)) ※ 平成 26 年 3 月 31 までの認定について、認定後 3 カ年にわたり補助

【連絡先】山梨県企画県民部情報政策課情報産業振興室 TEL 055-223-1332 http://www.pref.yamanashi.jp/jousanshin/index.html

●甲府市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日まで) 事業所賃借料に対する限度額 100 万円の補助金交付 (適用期限: 平成 26 年 3 月 31 日)

対象業種:情報通信業(情報サービス業・インターネット付 随サービス業)、コールセンター事業

対象地域:市内全域

交付要件:次のいずれにも該当する場合

(1) 事業所を新設、増設又は移設すること (2) 賃貸借契約を締結後、1年以内に事業を開始していること

(3) 新規常用雇用者を中小企業者にあっては 5 人以上、中

小企業者以外の者にあっては20人以上雇用していること (4) 過去に補助金の交付を受けていないこと

事業所賃借料(事業開始日から起算して1年間に要した経費) 補助率 1/3 補助限度額 100 万円

【連絡先】甲府市産業部産業振興推進室商工振興課 TEL 055-237-5695(直通)

http://www.city.kofu.yamanashi.jp/contents/content/category/13/615/121/

7

●山梨市情報通信関連企業立地促進事業補助金 (平成 26 年 3 月 31 日まで)

山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金交付要綱の交 付の適用を受け、その交付申請を行う企業で、次の要件に 該当する企業

①市内に事業所を新設、又は増設

②事業開始後1年以内に、新規常用雇用者を5人以上雇用 コールセンターについては、新規常用雇用者 20 人以上 ※ いずれも新常用雇用者は市内在住者 30%以上

①投下固定資産を対象とした補助(取得の場合)

土地を除く社屋及び償却資産の投下固定資産額×2.5%(限度額:2,500万円) ②賃料を対象とした補助 (賃借の場合)

(オフィス賃料+設備機器賃料)×1/4×3カ年(限度額750万円(年250万円)

【連絡先】山梨市役所農林商工課 TEL0553-22-1111 内線 2218

●大月市企業立地促進条例

平成 14 年総務省告示第 139 号「産業分類」大分類 H の内 小分類 391 のソフトウェア業又は小分類 392 の情報処理・提供 情報通信業 (細分類 3929 除く)で新設の場合投下固定資 産額 5000 万円以上又は新規常用雇用者 20 人以上・増設 の場合増設部分の投下固定資産額 3000 万円以上又は増 設部分の新規常用雇用者 5 人以上

新設の場合最初に固定資産税が賦課される年度から3年間各年度の固定資産 税に相当する範囲内・増設の場合増設された部分の最初に固定資産税が賦課さ れる固定資産税額の範囲内の1年分

雇用促進奨励金で市民常用雇用者の数に 10 万円を乗じて得た額の 1 回限り

【連絡先】大月市産業建設部産業観光課企業立地担当電話 0554-20-1831 http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/

●富士河口湖町企業立地促進条例

投下固定資産額 5,000 万円以上、常時雇用者数 30 名以上

※ 対象業種:○建設業、ただし事務所を有するもの 情報通信業 ○運輸業のうち道路貨物運送業・倉庫業 卸売・小売業のうち繊維・衣類等卸売業・食料・食料卸売業・ 建築材料・鋼物・金属材料等卸売業・機械器具卸売業 金融・保険業 ○不動産業 ○サービス業のうち専門サー ビス業・学術・開発研究期間・機械等修理業・広告業

○事業所の立地基礎調査 ○事業所・敷地のあっせん

事業所周辺の公共施設の整備

○事業奨励金: 固定資産税 100 分の 100 を乗じた額を 3 年間

○雇用奨励金: 指定企業の従業員数に占める割合が1割以上で町内居住者を 新規に常時雇用するとき一人あたり年額 10 万円 2 ヵ年度の合計が 1,000 万 円限度

○住宅手当奨励金:常時雇用されている町外者が町内に移転居住し、住宅手当 を支給したとき

○社宅奨励金:1年以内に社宅を建設したとき固定資産税100分の100を乗じた額 ○緑化奨励金:1年以内に緑化推進事業をしたとき敷地面積の100分の20以 上に対し緑化事業をした場合、緑化事業費の 100 分の 30 の額。年額 500

【連絡先】富士河口湖町観光課商工担当 TEL 0555-72-3168、企画課企画調整担当 TEL0555-72-1129

.门湖町

●雇用創出企業立地支援助成金

①雇用創出に関する助成 ②施設改修に関する助成

1②市内に事業所を新設・移設・増設すること

①②3年以内に市内から新規に次の常用雇用者を1年以上 雇用すること(中小企業者の場合:10人以上、それ以外の場合:20人以上)※都市計画区域外の場合:5人以上 ②上記に該当する事業者で、事業所の改修に必要な経費が 2,000 万円以上となること

肋成額

①雇用創出に関する助成:100人までの新規常用雇用者:1人につき10万円 101 人以上の新規常用雇用者: 1 人につき 20 万円

②施設改修に関する助成:施設改修に要する費用の 1/2 以内 限度額: ① 5,000 万円 ②上記の常用雇用者数×100 万円または 5,000 万 円のいずれか低い額

【連絡先】長野市商工観光部産業政策課企業立地推進室

長野市商工観光部産業政策課企業立地推進室 TEL 026-224-6751 http://www.city.nagano.nagano.jp「組織でさがす」産業政策課企業立地推進室のページへ

●岐阜県企業立地促進事業補助金

-ルセンター等に対する補助 ①土地、家屋、償却資産取得の場合 初期投下固定資産額 5,000 万円以上 かつ <コールセンター>

新規地元常用雇用者 20 人以上

〈データセンター、ソリューションセンター〉

新規地元常用雇用者 5 人以上

②事業所賃借の場合

<コールセンター>

新規地元常用雇用者 20 人以上

ソリューションセンター> くデータセンター、

新規地元常用雇用者 5 人以上

※ ①②いずれも立地市町村の優遇策の適用を受けること

①初期投下固定資産額の 10 分の 1 以内 (限度額:5 億円)

②操業開始後 60 カ月以内の次に掲げる額 (限度額:3億円)

a. 事業所賃借料の2分の1以内(敷金、権利金等を除く)

b. 通信回線使用料の 2 分の 1 以内 (※ コールセンターについては原則として 2,500 万円/年を上限とする)

c. 新規地元常用雇用者 1 人につき 30 万円 (雇用期間 12 カ月以上の者を対象 とする)

【連絡先】岐阜県商工労働部企業誘致課 TEL 058-272-8370

http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/kigyo-ritchi-shien/ritchishien-itshinko/kigyo-yuchi/guide/

●静岡市企業立地促進事業補助金 (事務所賃借事業)

市内において、コールセンターの業務を行うために事務所を賃借する企業に対し、賃借料の一部を助成する

- 本市に事務所を有しない企業が、市内において新たに事 務所を賃借すること
- ・事務所の賃貸借契約が平成19年4月1日以後に締結さ れており、その契約期間が2年以上であること
- ・事務所の床面積が300 ㎡以上または従業員の数が30人 以上であること
- ・事務所で行う業務について、概ね1年以上の実績を有すること

建物賃借料の1/2

(敷金・礼金・保証金・権利金・不動産仲介手数料・火災保険料等の直接事務 所の賃借に要しない経費を除く)

1年度につき 500 万円 補助対象期間: 2年間

【連絡先】静岡市経済局商工部産業政策課企業立地担当 TEL 054-354-2407 http://www.city.shizuoka.lg.jp/deps/sangyoseisaku/



●奈良県進出企業支援融資制度

製造業 (工場・研究所)、情報通信業 (データセンター、コールセンター) などを対象施設として、次のいずれかに該当し、かつ投資額 (用 地取得費を除く)が5億円を超える事業で、知事が認めるもの

①本社が県外にある企業が新たに対象施設を建設する場合 ②企業活動の本拠が県外にある企業が新たに対象施設を 建設する場合

③県内の既存対象施設を拡張し、事業規模を拡大する場合

【融資条件 (融資の実行)】

(株)日本政策投資銀行が審査の上決定し、融資を実行

融資率:投資額に対して最大 50%

金利:日本政策投資銀行による有利な金利(案件により変動) 貸付限度:なし 【県による利子補給】

県が利子の一部を負担

範囲:融資実行額のうち10億円を限度 期間:10年間 補給率:年0.2%

●奈良県企業活力集積促進補助金

製造業の工場、研究所、コールセンター、本社機能・特定の物流施設を立地する企業を対象とし、平成 26 年 3 月 31 日までに着工(着工後2年以内に要操業)する事業で、次 の①または②のいずれかに該当するもの

①固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が5 億円以上(※特定の物流施設、県南部地域への立地の場合は3億円以上)かつ県内新規常用雇用者が10人以上(※ 特定の物流施設、県南部地域への立地の場合は県内新規 非常用雇用者(注)を0.5人分に算入可)

②常用雇用者が 100 人以上 (コールセンタ・ 施設については非常用雇用者(注)を算入可)

(注)非常用雇用者は、1年以上雇用継続見込の雇用保険 被保険者に限る

①固定資産投資額 (土地の取得に要する経費等を除く)の 10%

- ※ 被災企業は 5%を上乗せ
- ②付帯経費の5%
- ③雇用者加算として、 県内新規常用雇用者 1 人あたり 30 万円 (※ 県内新規雇用 者のうち非常用雇用者(注)は1人につき10万円)
- ※ 付帯経費…文化財発掘調査・地下水調査、造成工事・排水設備等工事
- ※ 雇用者加算…3 年間の増加人数分

【限度額 3 億円 (①~③の合計)】

- ※ ただし、知事が特に認める場合
- ①県内新規常用雇用者が50人以上:限度額5億円
- ②県内新規常用雇用者が 100 人以上: 限度額 10 億円
- (注)非常用雇用者は、1年以上雇用継続見込の雇用保険被保険者に限る

【連絡先】奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 TEL:0742-27-8813 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2652.htm

●和歌山県の助成制度 試験研究施設、オフィス施設

①雇用奨励金 ②立地奨励金 ③通信補助金 ④オフィス賃貸補助金 ⑤航空運賃助成金

交付要件:新規地元雇用者と転入雇用者の総数5人以上(紀

南地域等は3人以上) 投下固定資産額等:②1千万円以上(事業用の賃貸額を含む)

その他:⑤新規立地企業の経営者及び被雇用者が業務上 利用した場合に限る

※ 新規地元雇用者と転入雇用者は正社員に限る

①新規地元雇用者数 ×30 万円 (3 年間適用)

- ②投下固定資産額等×30%
- ③通信回線使用料×50% (3 年間適用)
- ④賃貸料×50% (3 年間適用)
- ⑤東京 南紀白浜の航空機を利用した回数 ×6,000 円

※ 進出協定等の締結日から1年以内

累計限度額: 新規地元雇用者と転入雇用者の総数 20 人未満: 1 億円 新規地元雇用者と転入雇用者の総数 20人以上30人未満:2億円 新規地元雇用者と転入雇用者の総数 30人以上:3億円

新規地元雇用者と転入者は正社員に限る

【連絡先】和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課新産業立地班 TEL 073-441-2748 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchi/

●和歌山市の助成制度特定サービス事業

①設置奨励金 ②雇用奨励金 ③環境整備奨励金

- •投下固定資産総額1億円(中小2千万円)以上
- ・新規雇用者10人(中小3人)以上
- ①固定資産税・都市計画税相当額 (3 年間)(各年度 2 億円限度)
- ②新規雇用者数(雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者) ×60万円(40歳未満)、×30万円(40歳以上)

新規雇用者数(雇用保険のみ加入者)×10万円(4千万円限度・初年度のみ) ③法令等で定められた基準を上回る緑地や環境施設整備及びインフラや福利 厚生施設等の整備工事に係る費用×50% (1千万円限度・初年度のみ)

※ ただし投下固定資産総額30億円を越える場合は5千万円)

●雇用奨励金に限る

・新たに雇用された市内在住の総雇用者予定数が 50 人以 上あり、うち新規雇用者で雇用保険、健康保険、厚生年金 保険に加入している予定数が3人以上ある場合

•新規雇用者数(雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者) ×60万円(40歳未満)、×30万円(40歳以上)

新規雇用者数(雇用保険のみ)×10万円(4千万円限度・初年度のみ)

【連絡先】和歌山市まちづくり局まちおこし部企業立地課 TEL 073-435-1050

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/kigyo_sien/annai.html

- ●田辺市の助成制度 情報通信業・特定サービス業①事業所等設置奨励金 ②雇用奨励金 ③経営支援奨励金 ④市有地の無償貸付
- ・投下固定資産総額3千万円以上(中小1千万円以上) ・新規雇用者及び転入雇用者 3 人以上
- ①ア. 固定資産税相当額 (5 年間)
 - イ.情報通信業及び特定サービス業で、新規立地した場合、立地に必要な施 設の改修費×1/3 (500万円限度)
- ②新規雇用者数×15万円(3年間100人限度)(2年目以降は純増分)
- ③ア. 県融資制度のうち、新規開業資金又は成長サポート資金の利用に伴う信 用保証料相当額

イ.情報通信業及び特定サービス業で、操業開始後1年以内に3人以上雇用 する場合、民間施設の 賃借料×1/2(3年間)(各期間1,000万円限度) データセンターの場合は、賃借料及び通信回線

- ウ. イのうちコールセンター、データセンターの場 使用料×1/2(3 年間) (各期間 1,000 万円限度) ※ 県の賃借料補助及び通信回線使用料補助を受けた場合は、上記イ及びウの補 助率は、それぞれ 1/4
- ④情報通信業・特定サービス業で、投下固定資産総額2億円以上、かつ、新 規立地に伴い当該事業所等に 10 人以上雇用する場合、市が指定した市有地 を無償貸付(7年間限度)

【連絡先】田辺市産業政策課 TEL 0739-26-9931 http://www.city.tanabe.lg.jp/sangyo/index.html

和歌

市

●白浜町の助成制度

①企業誘致促進助成金 ②雇用奨励金

日浜町

- |・土地・建物の取得
- ・3 人以上の正社員雇用
- ・営業開始 3 カ月前の申請

①ア. 閉鎖中の宿泊施設を取得した場合 固定資産税の 1/2 相当額 (5 年間) イ. 新たに新増設した場合 固定資産税の 2/5 相当額 (5 年間) ②正社員雇用 1 人につき 10 万円 (町内在住者に限る) (限度額 1,000 万円)

【連絡先】白浜町総務課 TEL 0739-43-5555 http://www.town.shirahama.wakayama.jp/soumu/kigyoyuti-yugusesaku.html

馬取県

●①鳥取県企業立地事業補助金制度 ②情報通信関連雇用事業補助金 ③事務管理部門雇用創出事業補助金

- ①地方公共団体が取得・造成した工業団地、知事が適当と認める土地に立地すること。投資額 3000 万円超。新規常用雇用者数 20 人以上 (パート含む)
- ②新規常用雇用者数 20 人以上(パート含む)
- ③ 1) 県内において事務管理業務を新たに行うこと (受託を 含む)
 - 2) 新規常用雇用者数 5 人以上(うち県外からの転入者 2 人以内)
- ① 1) 投下固定資産額×10%
- ① 2) 操業開始から1年間のリース料・賃貸料×1/2(※期間5年以上のものに限る。5年間のリース料・賃借料の合計額が3000万円超える場合を対象とする)
- ②専用通信回線使用料及び借室料の 1/2(5 年間)
- ③ 1) 人件費: 新規常用雇用者数 1 人につき 50 万円 (5 年間) 2) 通信料、借室料及び設備機器リース料の 1/2(5 年間)

限度額:①2億円②専用通信回線使用料:2,000万円,借室料:1,200万円③ 人件費:5,000万円(5年間で100人を上限)、通信料:500万円/年、借室料 及び設備機器リース料:1,000万円/年

※ ①②とも知事特認による限度額の増額あり

【連絡先】鳥取県商工労働部産業振興総室企業立地推進室 TEL 0857-26-7245 http://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoushinkou/

阿山県

市

●岡山市都市型サービス産業推進事業補助金

- ・岡山市内でコールセンター・バックオフィス、ソフトウエアハウス、その他情報サービス業等を行う法人
- ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上操業している
- ・市税を完納していること

・新設:岡山市民を20人以上新規に常用雇用すること(ソフトウェア業に該当する場合は10人以上)

- ・既存センターの増設:岡山市民を新たに10人以上新規に 常用雇用することで、合計20人以上の岡山市民を常用雇 用すること
- ・常用雇用とは、直接雇用で健康保険・厚生年金保険・雇 用保険すべてに加入していること

①新 設

- ・研修期間中の人件費、研修費を対象とする人材育成支援にかかるソフト支援 と施設整備にかかる費用等を対象とするハード支援
- •1年目は1社あたりソフト支援+ハード支援」で上限3,000万円。(ただし、ハード支援は上限1,000万円)
- •2年目は「ソフト支援」のみ。岡山市民を10人以上常用雇用した場合に限り、 上限1,500万円
- ・ソフト支援は 1 人当たり 1 月 30 万円で、3 ヶ月を上限とする (補助率 100%)
- ・ハード支援は施設整備にかかる費用か賃料 12 ヶ月分のいずれかを選択 (補助率 50%)
- ②既存センターの増設
- ・「ソフト支援」のみ1回限り。上限1,500万円

【連絡先】岡山市経済局企業立地推進課 TEL 086-803-1328 http://www.city.okayama.jp/keizai/kigyouricchi/index.html

広島県

鼏

●広島県産業集積促進助成制度

(平成 23 年 4 月 1 日から 5 年間)(被災企業等復興事業及び産業競争力強化促進事業は平成 24 年度限り)

(1)県営産業団地等立地事業

- ・広島県又は広島県土地開発公社が造成した団地に、平成 23年4月1日以降に初めて事業場を新設し、事業を行う 者
- ・直接事業の用に供する部分の延べ床面積 500 ㎡以上
- ・新規雇用常用労働者が10人以上

台 (2)被災企業等復興事業

- ・東日本大震災で被災した又は震災に起因した電気供給の 制限等の影響を受ける事業者及び要綱で定める都県での 事業の全部又は一部を広島県で行う事業者
- ・大企業は新規雇用常用労働者が10人以上(中小企業は 新規雇用要件なし)
- (3)産業競争力強化促進事業
- ・資本金が10億円未満の事業者
- ・新規雇用常用労働者が5人以上

- (1)県営産業団地等立地事業
 - ①建物・設備助成(限度額:10億円)
 - ・事業所の建物・設備に係る投資額の15%
 - ②土地取得費助成(限度額:建物・設備助成と合わせて50億円)
 - ・土地取得費の25%

ただし、地元市町において助成を行う団地の場合は助成率が40%、港湾造成地の場合は助成率が10%である

(2)被災企業等復興事業

1 土地及び建物・設備に係る投資額の 5%~ 15% (県営産業団地を取得する場合は、土地取得費助成は上記 1 ②による。)

(3)産業競争力強化促進事業

建物・設備に係る投資額の5%

【連絡先】広島県商工労働局県内投資促進課 TEL 082-513-3376 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1298532703514/index.html

●広島市企業立地促進補助制度

- ・土地又は建物を新たに広島市内に賃借してコールセンター を新設又は移転する企業
- ・新規常用労働者が 30 人以上 (移転の場合は移設前より 30 人以上増加)
 - ※ 操業開始後1年以内に満たせば可

・一事業所当たり 一律 2,000 万円

【連絡先】広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課 TEL 082-504-2241 http://www.city.hiroshima.lg.jp/business/econ/index.html

山口県

●山口県情報・通信産業等支援補助金

対象要件: 事業所等を新たに県内に設置し、本格操業開始 後3年以内の者

投資要件:3千万円以上(事業用の建物及び設備) ※ 過疎地域に立地する場合は、投資要件の適用なし 新規雇用従業者数:30人以上

対象地域:県下全域(制度を整備した市町)

- 1 (専用回線使用料 + 家賃)×1/2 以内
- ②新規雇用従業者数×30万円以内 1回限り限度額:①5千万円(1年間)最長3年間

【連絡先】山口県商工労働部 企業立地推進室 TEL 083-933-3145 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kigyo-r/

2012年8月号

新役員のご紹介

2012年度定時総会で新たに選任された 理事ならびに監事の皆さんをご紹介します。

【常任理事】



株式会社ベルシステム 24 取締役 代表執行役社長 CEO 矢原 史朗 様

【理事】



阪本 浩明 様

プルデンシャル生命保険株式会社 執行役員常務



一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

大木 一夫 様

第24回 CCAJ スタディーツアー海外コンタクトセンター事情視察 日程及び視察・訪問候補先概要のご案内

第24回 CCAJ スタディーツアー海外 コンタクトセンター事情視察の日程と、 訪問先企業の概要をご案内します。多 くの皆様の参加をお待ちしています。 ※ 視察候補先は変更の場合があります

■ラスベガス■

- ① Zappos.com(通販サイト) ヘンダーソン (ネバダ州)に 本拠を構え る靴を中心としたアパレル関連の通販サ
- ② VEGAS.com(旅行会社) ホスピタリティの高いサービスを提供し、常 に革新的なアイデアを持つ総合旅行会社。
- ③ Williams-Sonoma (キッチンメーカー) アメリカのキッチン雑貨、テーブルウェア ブランドとしての地位を確立した会社。
- ④ Medco (コールセンター薬局) 13,000 人の従業員のうち 2,000 人が薬 **剤師という、米国最大のメールオーダー** 薬局。
- 5 Caesars Palace Las Vegas Hotel&Casino (ホテル・カジノ) ラスベガス中心部のフォーラムショッピン グセンターに隣接するスーパーデラックス ホテル。

■サンフランシスコ(サンノゼ)

- ⑥ Apple At Home(コールセンター会社) アップル社のコールセンター在宅エージェ ントを Apple At Home Expert と呼んで いて、卓越されたカスタマーサービスが 求められる。
- ⑦ Google(IT プロバイダー) 米コールセンターではなく、独自のマー ケティングを展開する Google 社の一風 変わった社内視察ツアーや最新のテクノ ロジーを駆使した企業視察を予定。

		•
月日	地 名	スケジュール
10月14日(日)	東京(成田)発サンフランシスコ着サンフランシスコ発	成田空港第一ターミナルで集合(予定) 空路、サンフランシスコへ
	ラスベガス着 	ラスベガス到着後、市内視察 夕食ミーティング <ラスベガス泊>
10月15日(月)	ラスベガス	I.視察(予定) II.視察(予定) <ラスベガス泊>
10月16日(火)	ラスベガス	Ⅲ. 視察(予定) Ⅳ. 視察(予定) <ラスベガス泊>
10月17日(水)	ラスベガス サンフランシスコ サンノゼ	空路、サンフランシスコへ サンフランシスコ到着後、市内視察 <サンノゼ泊>
10月18日(木)	サンノゼ	V. 視察(予定) VI. 視察(予定) 夕食ミーティング <サンノゼ泊>
10月19日(金)	サンノゼ サンフランシスコ発	空路、東京(成田)へ <機中泊>
10月20日(土)	東京(成田)着	着後、解散

- ◆ツアー概要 ○期間: 2012年10月14日(日)~20日(土)
 - ○訪問地:アメリカ ラスベガス、サンフランシスコ
 - ○旅行主催:(株)JTB 法人東京
 - ○企画協力:一般社団法人 日本コールセンター協会
 - ○旅行代金: CCAJ 会員: 53 万円/非会員(一般):58 万円 ※ 別途、現地空港税および燃油サーチャージが加算されます。

(2012年7月時点、5万5,020円)

【詳細は協会のサイト http://ccaj.or.jp/event/studytour2012.html でご確認ください】

⑧ Facebook.Inc(ソーシャル・ネットワー キング・サービス)

本年上場の一番注目を集めた企業。

- ⑨ VM Ware Inc. (IT プロバイダー) 企業を活性化する技術をIT 部門へ提供 し、急速な成長を遂げているソフトウェア 企業。どのようにコールセンター業界がク
- ラウドサービスを活用しはじめて、関わり あっているかを検証する。
- ⑩ Shaklee Corporation (健康補助食品メーカー) 1956 年創業の大手健康補助食品メー カー。コンタクトセンターでは、120万人 のディストリビューターのセールスサポート を展開。

CCAJ News TOPICS

協会日誌

6/14 事業委員会

①CCAJ ガイドブック

- ・名称を「テレマーケティング・ガイ ドブック」から「CCAJ ガイドブック Annual Report Vol. ○○」とすること に決定した。
- ・広告掲載料に関しては昨年同様とし、 新入会員出稿キャンペーンも実施す ることとなった。
- ・特集を「コールセンターにおけるソーシャルメディア対応」とするほか、ページ構成について決定した。

②CCAJ スタディーツアー

・旅行代金等を決定し、パンフレット、

Web サイト等を通じて募集活動を開始することを決定した。

③CCAI スクール

・認定制について、目指すべき姿とメ リット/デメリットを再度整理し直 すこととなった。

6/20 人材育成委員会

1SV 意見交換会

- ・各回の意見交換会の担当者を決定した。
- ・ワールドカフェ方式の意見交換会は 2012年11月に開催することとなった。
- ・札幌・仙台での開催に向け、準備を開始することとなった。

② マネージャー意見交換会

・ 今年度は東京のほか、大阪でも開催を検 討することとなった。

> 8月29日 開催!

コンタクトセンター・セミナー 2012 in 福岡 プログラム概要

8月29日(水)に福岡県福岡市で開催される『コンタクト・センター in 福岡』 のプログラムをお伝えいたします。詳細は協会のサイトでご確認ください。

[http://ccaj.or.jp/event/contact_2012fukuoka.html]

基調講演/13:10~13:30

『福岡市におけるコンタクトセンター立地の取り組みについて ~低廉なコスト、豊富な人材、リスク分散、支援策等~』

講演者:福岡市経済観光文化局企業誘致課 課長 富田 雅志 氏

CCAJ セッション①/13:40~14:40

『「福岡」のコールセンタースタッフ採用状況と、スタッフの定着対策』

モデレーター: (株) ベルシステム 24 仲野 恭征 氏 スピーカー : トランスコスモス (株) 新井 紀昭 氏 ビーウィズ (株) 椛澤 潤一郎 氏

CCAJ セッション②/ 14:50~15:50

『コールセンターの生産性・品質の要はモチベーション ~特効薬のないモチベーション向上の取組~』

モデレーター: (株)NTT マーケティングアクト 赤嶺 重盛 氏

スピーカー :新日本製薬(株)大山 春樹 氏

(株) ツーウェイシステム 広田 研作 氏

CCAJ セッション③/ 16:00 ~ 17:00

『コールセンターにおける人材育成について

~育成を支える研修体制、認定制度、改善活動~』

モデレーター: (株)TMJ 山元 亮 氏、

スピーカー :富士通コミュニケーションサービス (株) 北芝 典子 氏、

(株)もしもしホットライン 小関 博子 氏



電話勧誘販売などに関する、 消費者からの苦情・相談に対応しています。

日本コールセンター協会電話相談室

03-5289-0404 受付時間 10:00 ~ 16:00 (土曜・日曜・祝日を除く)

正会員数: 189 社

(2012年7月現在)

7/4 広報委員会

□ 会員ニュースの Web での公開状況

・会員から寄せられたニュースリリースの Webでの掲載状況について報告した。

2CCAJ News の発行

- ・8月号9月号の特集「自治体のコールセンター 誘致支援制度」の進捗状況について報告した。
- ・今後の特集について討議し、システム関 連の記事を取り上げることを検討した。
- ③ 協会 Facebook ページ
- ・Facebook 開設に向けての進捗状況について報告し、今後の問題点等について討議した。

CCAJメールニュース好評配信中

情報調査委員会・広報委員会では「CCAJメールニュース(旧 JTAメールニュース)」の配信を行っています。配信ご希望の方は、「CCAJメールニュース配信希望」と明記のうえ、配信先メールアドレス・会社名・部署名・氏名・連絡先電話番号を記入し、当協会事務局 e-mail アドレス (office@ccaj.or.jp) までお申込みください。

VOL.159 (2011 年 7 月 12 日配信) 配信数 :4,720 名

- 1.CCAJ News VOL.184(2012 年 7月号) を協会 Web サイトにアップ
- 2.CCAJ スタディーツアー (アメリカ合衆 国 ラスベガス、サンフランシスコ視察) 申込受付中!
- 3.CCAJ コンタクトセンター・セミナー 2012 in 福岡 詳細決定!
- 4.CCAJ スクール 8月開催のご案内 【関連動向・情報】
- 5. 平成 24 年版 通商白書 (経済産業省)
- 6. 平成 23 年度末における固定端末系伝 送路設備の設置状況 (総務省)
- 7.平成22年国勢調査従業地・通学地に よる人口・産業等集計(人口の男女、年 齢、就業者の産業(大分類))(統計局)
- 8. 求人広告掲載件数等集計結果 (2012 年 5 月分)(全国求人情報協会)
- 9.「各種相談の件数や傾向」のページの 更新 (国民生活センター)
- 10. スマートフォンを安心して利用するために実施されるべき方策 (総務省)

次号予告

「CCAJ News」Vol.186 では、今号に引き続いて、「自治体の支援制度一覧 - ②」などを掲載する予定です。

※ 掲載内容は変更になる可能性があります